

郡上市燃料購入支援事業の協力店舗募集について

市では、燃料・物価高騰の影響を受けている市民生活を支援するため、燃料の購入に使用できるクーポン「郡上市燃料購入支援クーポン（仮称）」を、市内全世帯に配布する事業の実施を計画しているところです。それに伴い、燃料購入支援クーポンを利用できる市内協力店舗を募集します。

登録を希望される場合は、以下に記載する内容をご確認いただき、別紙「郡上市燃料購入支援クーポン協力店舗登録申請書」に必要事項を記入のうえ令和 7 年 3 月 10 日（月）までに申請を行ってください。

なお、本事業は、令和 7 年度当初予算案に基づくものであるため、予算成立が前提となります。今後、予算成立までの過程で内容等に変更がある場合がありますので予めご了承ください。

記

○郡上市燃料購入支援クーポン協力店舗募集要項

1. 事業内容

- (1) クーポン交付対象者：令和 7 年 4 月 10 日時点で郡上市に住民登録がある世帯
- (2) クーポンによる助成の内容
 - ・ 1 世帯 6 千円分（1,000 円券×6 枚）のクーポンを対象世帯に配布
 - ・ クーポンは登録店舗(ガソリンスタンドや灯油販売店)で燃料(ガソリン、軽油、灯油)の購入に利用可能
- (3) 世帯へのクーポン発送時期：令和 7 年 5 月頃発送予定
- (4) クーポン利用期間（有効期限）：世帯にクーポンが届いた日から令和 7 年 8 月 31 日（日）まで

2. クーポン協力店舗の登録について

登録資格のある事業者は、市内のガソリン、軽油、灯油販売事業者とします。

- (1) 申込方法：別紙「郡上市燃料購入支援クーポン利用可能店舗登録申請書」に必要事項を記入し、窓口への持参または郵送、FAX、メールにてご提出ください。

【提出先】窓口：郡上市役所 市長公室 政策推進課（本庁舎 3 階）

住所：〒501-4297 郡上市八幡町島谷 228 番地

FAX：0575-67-1711

メールアドレス：seisaku@city.gujo.lg.jp

(2) 申込期限：令和7年3月10日（月）17時まで ※登録は無料です。

(3) 登録後について

- ・登録店舗をとりまとめた後、世帯へクーポンを発送する際に登録店舗一覧を合わせて送付します。
- ・登録店舗には、事業開始前に説明資料、クーポンの見本や取扱店と分かる表示を市から送付します。

3. クーボンの換金方法

「郡上市燃料購入支援クーポン代金請求書」に、利用済クーポン（裏面に受取日と店舗名を記入）を添えて取りまとめていただき、本庁（政策推進課）または最寄りの振興事務所に直接ご提出いただくか、政策推進課までご郵送ください。

◆最終請求日：令和7年9月16日（火）16時まで 【※最終提出期限】

【注意事項】

- ・支払いにつきましては、提出いただいた請求書毎にお支払いします。月単位等で締め日を設定していただき、適宜ご請求いただきますようお願いいたします。
- ・利用済クーポンが添えられていないと支払ができませんので、破棄しないようお願いいたします。
- ・クーポン代金の請求は、必ず最終請求日までに行ってください。最終請求日を過ぎた請求には応じられませんのでご注意ください。

4. クーボン取り扱い厳守事項

- ・クーポンは、登録店舗でしか利用できません。
- ・クーポンは、燃料（ガソリン（ハイオク含む）、軽油、灯油）に利用できます（給油・配達料金含む）。
- ・有効期限（令和7年8月31日（日））を過ぎたクーポンは利用できません。
- ・購入額が額面金額の総額を上回る場合の差額は、購入者に自己負担いただくようお願いいたします。
- ・購入額が額面金額を下回る場合のつり銭は出ませんのでお返ししないでください。
- ・クーポンの現金引き換えや、未利用分の払い戻しは禁止します。
- ・クーポンの盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、市は責任を負いません。

5. 登録店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます

- (1) クーポン利用可能店舗であることが分かるよう、協力店舗表示（市から送付するポスター等）を消費者に分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 消費者が利用するクーポンについて、受け取って問題ないかの確認をしてください。色合いが明らかに違うなど、偽造されたクーポンと判別できる場合は、クーポンの受け取りを拒否するとともに、速やかに郡上市に報告してください。
- (3) クーポンを受け取った時は、再流通を防止するため、クーポン裏面に、受取日と店舗名を押印または記入することとし、既に押印等があるものは、受け取りを拒否してください。
- (4) 登録された店舗名と、クーポン裏面に押印または記入された店舗名が異なると、クーポン代金を請求できない場合がありますのでご注意ください。
- (5) クーポンの譲渡及び貸与は行わないでください。
- (6) 有効期限内に利用されたクーポンのみ請求が可能です。

6. 協力店舗の取消等

本要項に違反する行為が認められた場合、クーポン代金請求の拒否や登録店舗の取消、損害金が生じた際の請求などの対応を行う場合があります。

【クーポン協力店舗の登録に関するお問い合わせ先】

郡上市役所 市長公室 政策推進課

住所：〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷 228 番地

TEL：0575-67-1844（直通）※土日、祝日は除きます。

FAX：0575-67-1711

メール：seisaku@city.gujo.lg.jp